

しみず通信



発行人：清水商事(株)

編集室：清水商事(株)オーナーサービス室

アパート・マンションの

新築もお任せ下さい！！

当社では既存建物のお建て替えや、土地の有効利用の為にアパートやマンションの建築も承っております。

- ・老朽化により耐震強度が不安
- ・築年数の経過により空室が埋まらない
- ・土地の有効利用をしたい

上記のように、お建て替えや新築をお考えの際には当社までご相談下さい！

事業用物件を新築される際には、収益率や利回りを高める為に、常に満室であることが非常に重要で理想的です。その為に1番大切なのは **間取り** です！！

需要が高い間取りを取り入れる事で、早期に入居が決まり、満室率を高めることができます。



施工業者や建築の専門家でも分からない、今のお客様のニーズやお探しの傾向は、日々お客様と接している私共が、お部屋を探すお客様目線で間取りをプランニングさせていただきます。その他にも最近のお客様の関心が高い設備の導入などもご提案いたします。



また既存のお建物に関しましては、ご入居者の転居先探しのお手伝いから、間取りや外観のご提案、建設業者との打ち合わせや現場での対応まで、**総合的にプロデュース**させていただきます！！ご検討中の案件がございましたら、是非一度お問い合わせ下さい！

045-435-0123 《担当：神山》



宅建協会東部支部 ボーリング大会



9月21日、横浜のハマボールにて、毎年恒例の東部支部ボーリング大会に行ってきました。清水商事からは6人が参加し、他の不動産業者の方々との交流を深めることができました。

オーナー様にご満足して頂くためにも、地域の不動産業者同士の協力は欠かせません。清水商事では、今後も地域とのネットワークを育む努力をしていきます！



住宅用火災報知器は設置しましたか？

以前、「しみず通信」でも掲載し、ご存知の方もいらっしゃるかと思いますが消防法の改定により、住宅用火災報知器の設置義務の期限が**(平成23年5月31日まで)**近づいております。



【設置場所】 寝室に使用する部屋の天井または壁に設置します。台所の天井または壁に設置します。



【設置を怠った場合の罰則】

火災報知器設置義務に違反しても、**罰則などは設けられていません。**

しかし、火災報知機をつけていない物件で住宅火災により死者が出た場合、逃げ遅れ等についての**責任を問われる可能性があります。**

悪質な訪問販売にご注意下さい！

横浜市役所・消防署などでは、警報機の訪問販売を行う事はありませんので、粗悪品や悪質な訪問販売には、充分ご注意ください。



住宅用火災報知器は、皆様の大切な「命」や「財産」を守るものです。お申込・お問合せなど、お気軽に当社までご連絡下さい。

045-434-3400 担当：長谷川

私たち結婚しました！



この度、妙蓮寺支店の神山が結婚致しましたので、ここに報告をさせていただきます。

『明るい家庭を築くため、今まで以上に仕事も笑顔で明るく頑張ります！』

今後とも、どうぞ宜しくお願い致します。



清水商事の店舗のご紹介！

本店	妙蓮寺支店	大口支店	鶴見支店
神奈川区西寺尾1-20-12 Tel 045-431-6636 Fax 045-431-6638	港北区菊名1-9-28 Tel 045-435-0123 Fax 045-435-0125	神奈川区大口通137-9 Tel 045-439-3020 Fax 045-439-3021	鶴見区馬場5-13-38 Tel 045-582-6900 Fax 045-582-6774